

## 人事院公示第1号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成30年2月1日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 前書き中「、人事院規則1—54（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する人事院規則）」を削る。

第2項中第2号の2を削り、第2号の3を第2号の2とする。

第2項第13号（4の2）中「第4条第5項第1号」を「第4条第4項第1号」に改める。

第2項第13号の2中（8）及び（9）を削り、同号（10）中「附則第11条」を「附則第8条」に改め、同号中（10）を（8）とする。

- 2 この決定による改正は、平成30年4月1日から効力を発生する。